

計画作成年度	令和4年度
計画主体	大田市

大田市鳥獣被害防止計画

【連絡先】

担当部署名 島根県大田市産業振興部農林水産課

所在地 島根県大田市大田町大田口1111

電話番号 0854-82-1600

FAX番号 0854-82-9731

メールアドレス o-nougyoushien@city.ohda.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	①イノシシ ②ニホンザル ③タヌキ ④アナグマ ⑤イタチ・テン ⑥カラス ⑦ドバト ⑧ヒヨドリ ⑨ヌートリア ⑩ニホンジカ ⑪アライグ マ ⑫ツキノワグマ
計画期間	令和5年度 ～ 令和7年度
対象地域	島根県大田市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稲	6312千円 1124a
	野菜 芋類	96千円 2a
	果樹	34千円 1a
ニホンザル	水稲	3293千円 689a
	野菜	千円 a
	果樹	千円 a
タヌキ・イタチ テン・アナグマ 等 中型動物	水稲	千円 a
	野菜	千円 a
	果樹	千円 a
カラス・ドバト ヒヨドリ 等 鳥類	畜産	千円 a
	野菜	千円 a
	果樹	千円 a
ヌートリア	水稲	千円 a
	野菜	千円 a
ニホンジカ	水稲	千円 a
	野菜	千円 a
アライグマ	水稲	千円 a
	野菜	千円 a
ツキノワグマ	水稲	千円 a
	野菜	千円 a

(2)被害の傾向

①イノシシ

(ア)被害発生時期及び区域

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域
水稻			←					→					市内全域
野菜	←											→	市内全域
果樹							←	→					市内全域

(イ)被害状況

- 被害は水稻が主で穂の食害、踏み荒らし等による稲の倒伏。芋類等の食害被害が収穫期に発生。
- 防除が不十分な地域などに被害区域は拡大しているが、集落で取組む広域防護柵等や防除対策への意識の高い地域では被害が減少している。

(ウ)生息状況

- 捕獲数は横這で、生息数の減少は認められず生息域も拡大しており、住宅地での出没が増加傾向にある。

②ニホンザル

(ア)被害発生時期及び区域

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域
水稻			←					→					市内全域
野菜	←											→	市内全域
果樹	↔			←				→				↔	市内全域

(イ)被害状況

- 被害は通年発生しており、追払い等を実施しているが、被害区域は拡大している。被害対策に取り組む集落では被害が減少している。
- 収穫後の残渣、放任果樹や畑への生ごみ放置により、周辺の農作物被害を誘因している。
- 市街地では住民の餌付けや生ごみの処理問題などが原因で、はぐれザルが出没している。
- 観光地の石見銀山遺跡地内に多数の群れが出没しており、観光客への被害が懸念される。
- 二番穂の放置が原因となり、これまで被害は軽微であった水稻への食害が増加している。

(ウ)生息状況

- 市内全域で、はぐれザルや群れなどの目撃情報があり、住宅地への出没や被害等も増加していることから、生息数、群れの数、生息域とも拡大していると考えられる。

③中型動物(タヌキ・アナグマ・イタチ・テン等)

(ア)被害発生時期及び区域

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域
野菜	←							→				↔	市内全域

(イ)被害状況

- 農作物の食害は減少傾向であるが、アナグマによる農地の掘り返し等の被害が増加している。

(ウ)生息状況

- 山間部を中心に生息していたが、住民の餌付けや生ごみの処理問題、空家など住みやすい環境があり、海辺部や市街地で目撃が増加している。

④鳥類(カラス・ドバト・ヒヨドリ)

(ア)被害発生時期及び区域

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域
水稻			←					→					市内全域
果樹	←					→						↔	市内全域
野菜	←							→					市内全域

(イ)被害状況

- カラスによる果樹や穀類被害は防除により減少しているが、収穫残渣、放任果樹等の被害が発生。

(ウ)生息状況

- カラスは市内全域に生息している為、生息域は拡大傾向にある。

⑤ヌートリア

(ア)被害発生時期及び区域

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域
水稲			←				→						市内全域
野菜		←							→				市内全域

(イ)被害状況

- ・水稲の食害が最も多く、水田では畦の破壊による漏水も起きている。
- ・中型獣捕獲事業により農地周辺での捕獲対策が行われ農作物被害は減少している。

(ウ)生息状況

- ・市内の河川、水路等で目撃情報があり、農業地だけでなく、市街地の家庭菜園等にも被害があり、繁殖力も強いことから、生息域は拡大傾向にある。
- ・農林業者による有害鳥獣捕獲事業及び実施隊による一斉捕獲で捕獲数は増加している。

⑥ニホンジカ

(ア)被害発生時期及び区域

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域
野菜								←			→		市西部
茶用作物	←				→								市西部

(イ)被害状況

- ・市西部地域において野菜類への食害を確認。

(ウ)生息状況

- ・邑智郡境の山間部の目撃情報のほか、捕獲頭数も増加しており、県西部から生息域は拡大傾向にある。

⑦アライグマ

(ア)被害発生時期及び区域 (イ)被害状況

- ・被害報告はない。

(ウ)生息状況

- ・被害の実態は見えていないが、市内の寺社等で爪あとの痕跡があり、県下全域で生息が確認されていることから、今後の生息域拡大、被害拡大が懸念される。

⑧ツキノワグマ

(ア)被害発生時期及び区域

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域
柿							←	→					温泉津地区

(イ)被害状況

- ・主として柿畑での被害が不定期に発生。

(ウ)生息状況

- ・被害が発生する地域は限られているが、山間部だけでなく市内全域で目撃が報告されている。

(3)被害の軽減目標

指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和7年度)
被害金額	9,735千円	6814千円
被害面積	18.1ha	12.6ha

(4)従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・大田市鳥獣被害対策実施隊による有害捕獲活動の実施 ・地域の農業者で組織する団体と実施隊が共同で捕獲対策に取り組む ・実施隊員の捕獲技能向上に向けたくくりわな設置講習会の実施 ・実施隊員の監督・指導の下、狩猟免許を有しない農林業者が取り組む中型獣捕獲制度の普及・推進 ・捕獲機材を購入し、農業者の団体及び実施隊員へ機材の貸出を実施 ・地域の農業者で組織する団体の協力を得て、ICT機器(情報通信技術)等を活用しニホンザルの捕獲を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施隊の高齢化に伴う新規狩猟者の加入及び確保 捕獲に協力する農業団体の高齢化による捕獲体制の維持 ※実施隊平均年齢 67歳 ・被害対策関係者の高齢化に伴い、捕獲個体の埋設処分に替わる処理方法 ・被害額の増加に伴う、捕獲対策経費の増加による財政負担の増 ・市街地周辺に出没する有害鳥獣の捕獲及び関係機関との対策検討 ・ニホンザル被害対策に伴う捕獲及び環境整備などへの集落の協力
防護柵の設置等に関する取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農業者で組織する団体が設置した広域侵入防止柵の維持管理点検 広域防護柵設置 66箇所 延長 103, 253m ・個別に取り組む小規模な防護柵設置補助 R2～R4 設置箇所 159箇所 延長 22,800m ・地域のまちづくりセンターと共同で鳥獣被害対策モデル圃場を設置し、集落全体で取組み守れる圃場づくり、正しい防護柵、電気柵の設置方法、追い払い方法等の研修を実施し、集落単位での意識改革、普及啓発活動を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落単位で取り組む防護対策への関心は高まったが、小規模農業者は捕獲への依存度が高く、被害防止対策への意識改革が必要。 ・農業者の高齢化等に伴い休耕田や耕作放棄地が増加傾向にあり、集落内に効率的な防護柵の設置がなされていない箇所が増加している。また既設の防護柵の除草など、維持・管理が困難になりつつあり、集落が一体となった防護柵設置の推進が困難な集落が増加している。 ・市街地などで生活環境へ被害を与える有害鳥獣に対する効果的な侵入防止対策体制の確立が急務 ・特定の個人による追い払いではなく、地域ぐるみでの追い払い活動の推進が急務
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣の生態や被害防除等の被害防止に関する知識の普及のための研修会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・緩衝帯の設置による被害を受けにくい環境づくりは急務であるが、不在地主の増加により整備・合意形成が困難な地域が多く存在する。

(5)今後の取組方針

○被害防止対策

1. 地域ぐるみの被害対策の確立と農村集落の維持

・「鳥獣からいかに地域を守るか」は農村集落の維持に直結しており、個々の農業者による対策ではなく、地域住民の意識改革による被害防除対策の確立に向け取組みが必要である。
地域の現状に則した対策を行うためにも鳥獣対策を取り込んだ地域協議会の設立をめざし、集落単位の総合的な防除、農地保全を進める。

2. 大田市鳥獣被害対策実施隊の運用

・大田市鳥獣被害対策実施隊と地域の農業者団体が一体となった「防除」「捕獲」対策を推進する。

3. 防除対策

・被害の発生した地域で、被害発生の原因を検証、適切な防除を行うために、実施隊と地域の農業者が共同で集落単位による被害発生地域の被害対策を行う。
・中山間地域等直接支払制度等に取り組む団体と連携し、集落単位の広域防護柵の設置を推進する。
・小規模農家に対する防護柵の設置の補助制度を継続し、地域に野生鳥獣を寄せ付けないための意識づくりと合わせた防除体制を目指す。

4. 捕獲対策

・特に被害の多い、イノシシ、ニホンザル、ヌートリアを中心に捕獲対策を実施する。
・地域農業者の団体と実施隊が共同で捕獲活動を行い、併せて被害発生地域の防除指導を行う。
・狩猟免許を有しない農林業者などを対象とした有害鳥獣捕獲事業を拡大し、地域からの特定外来生物の完全排除を目指す。
・ICT機器(情報通信技術)等を活用した、捕獲技術の導入や集落ごとのニホンザル追い払いを行い、獣害に強い地域づくりを目指す。
・GISを活用し、捕獲情報等を集積し、解析されたデータを元に、より効果的な捕獲対策を実施する。

5. 市街地・観光地の被害対策

・市街地及び観光地では、野生鳥獣による被害発生の状況、人身被害の危険性などの検討及び各関係機関(警察、学識経験者、大田市鳥獣被害対策実施隊等)と連携し、住民及び観光客の安全確保のため捕獲の必要性が決定した場合は、決定機関の方針に従い、効果的で迅速な対応を行う。
・野生鳥獣の出没及び被害発生時には、告知放送等により住民及び観光客に周知する。

6. 情報の共有化

・地域で発生する鳥獣被害の把握を、集落協定団体など地域の農業者及びまちづくりセンターを中心とした地域協議会が行い、被害状況の取りまとめを市の全体協議会で行う。
・各地域で発生する被害を把握したうえで、各種補助事業等を活用しながら地域の現状に則した対策に活かしていく。

○生息環境管理

1. 放任果樹の除去

・地域ぐるみでの取組みを推進し、集落による地域点検を実施することにより、放任果樹の撤去(不在村の土地所有者へは行政が中心となって、放任果樹の除去の許可を得る)、刈入れ後の稲のヒコバエなどの適正管理など集落を餌場にしないための環境管理を推奨する。
また、本計画対象鳥獣以外の鳥獣についても、被害が発生した場合は、速やかに捕獲や被害防止対策を実施することとする。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

実施隊が被害対策のための調査・指導を行い、捕獲が必要と判断した場合の捕獲を行う。
また、地域の農業者と実施隊が共同で捕獲オリの管理を行いながら、農用地周辺でより効果の高い捕獲を行う。

・大田市鳥獣被害対策実施隊 86名（令和4年4月1日現在）

農林業者による有害鳥獣捕獲事業の導入により、地域の農林業者が参加した捕獲体制を拡充する。
非狩猟免許所持者に対し狩猟免許取得を促し狩猟者の確保・育成を図る。

・鳥獣捕獲従事者(非狩猟免許所持者) 18団体 83名（令和4年4月1日現在）

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	全対象鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> ・実施隊と地域の農業者と共同での捕獲体制の充実。 ・地域協議会を設立し、地域の住民、農業者、行政が一体となった鳥獣被害・捕獲対策体制を確立する。 ・実施隊員に対し、シカの被害対策・捕獲対策など研修会を実施し、被害対策に関する知識及び捕獲技術の向上を図る。 <p>また、効果的かつ効率的な捕獲を実施するため、近隣の市町だけでなく広島県と広域的に対策を行うため、関係市町等で情報を共有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サルの被害及び捕獲対策に専門的に取組める人員を実施隊より選抜し、サルの群れを対象とした重点的な被害・捕獲対策の実施に取組む。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

近年の捕獲数の推移状況、農林水産業への被害状況や被害防止対策の実施状況などを総合的に勘案し、生態系に大きな影響が及ばないような捕獲計画を設定する。

捕獲目標は、令和元年度～令和3年度(実績)の3ヵ年平均の捕獲実績を考慮し、生息状況を踏まえた捕獲計画数を設定する。

対象鳥獣	R1～R3 平均捕獲数	捕獲計画数等		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	809頭	750頭	750頭	750頭
ニホンザル	135頭	200頭	200頭	200頭
ニホンジカ	1頭	5頭	5頭	5頭
タヌキ・イタチ テン・アナグマ 等 中型動物	81頭	80頭	80頭	80頭
カラス・ドバト ヒヨドリ等 鳥類	104羽	100羽	100羽	100羽
ヌートリア	128頭	120頭	120頭	120頭

捕獲等の取組み内容

対象鳥獣	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
イノシシ	捕獲期間	←							→				→
	捕獲区域	大田市全域								被害発生箇所に限リ			
	※捕獲方法 ワナ、銃器	被害時期	←										
ニホンザル	捕獲期間	←											→
	捕獲区域	大田市全域											
	※捕獲方法 ワナ、銃器	被害時期	←										
中型動物	捕獲期間	←							◆		◆		→
	捕獲区域	大田市全域								被害発生箇所に限リ			
	※捕獲方法 ワナ	被害時期	←										
鳥類	捕獲期間	←							◆		◆		→
	捕獲区域	大田市全域								被害発生箇所に限リ			
	※捕獲方法 銃器	被害時期	←										
特定外来生物	捕獲期間	←							◆		◆		→
	捕獲区域	大田市全域								被害発生箇所に限リ			
	※捕獲方法 ワナ	被害時期		←								→	
ニホンジカ	捕獲期間	←							→				→
	捕獲区域	大田市全域								被害発生箇所に限リ			
	※捕獲方法 ワナ、銃器	被害時期	←										

※被害発生時には鳥獣保護管理法に基づき、条件を満たす者(実施隊以外の者)に対し捕獲を許可する。
 ※中型獣の捕獲は、非狩猟免許所持者を含め、小型箱ワナ等を中心に捕獲を行う。
 ※ツキノワグマについては、島根県特定鳥獣保護管理計画に基づき対応する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

大型獣の捕獲は従事者に危険性が伴うため、射程距離の長いライフル銃を使用することで接近せず、安全を確保し捕獲を容易にする必要があるため。

ライフル銃使用時の条件について

- ・捕獲対象は大型獣(イノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマ)であること。
- ・鳥獣捕獲許可証及び従事者証に記載されている期間及び場所であること。
- ・捕獲条件により、ライフル銃以外の手段で捕獲を実施できない場合であること。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
全般	防護柵 12,000m (広域防護柵・個人防護柵)	防護柵 11,000m (広域防護柵・個人防護柵)	防護柵 10,000m (広域防護柵・個人防護柵)

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
—	—	—

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度～令和7年度	全般	地域での防除体制と特定加害個体の捕獲体制を確立する。 被害発生地域において実施隊の調査協力により、有害鳥獣の出没状況の把握と防除のための指導などで適切な取り組みを行う。 農地周辺に出没を繰り返す野生鳥獣の加害個体に対しては、地域の農業者が管理する捕獲オリを活用し実施隊と共同で捕獲を進める。 地域を鳥獣の被害から防ぐため、各種対策事業の積極的な取組を行い被害を軽減する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
西部農林水産振興センター県央事務所	有害鳥獣の情報提供・助言、麻酔銃使用による協力
大田警察署	住民の安全確保、不測の緊急事態への警察官職務執行法第4条第1項による対応
大田市猟友会	有害鳥獣捕獲活動への協力・情報提供
大田市鳥獣被害対策実施隊	市及び警察の指示により捕獲など実施
大田市	住民の安全確保、関係機関へ緊急告知・周知、捕獲許可、実施隊へ捕獲などの指示

※5者により対処方法(捕獲や追い込み等)を協議・決定する。

(2) 緊急時の連絡体制

市民 → 大田警察署 → 大田市役所 → 関係機関(西部農林水産振興センター 県央事務所・大田市猟友会・大田市鳥獣被害対策実施隊)

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、環境に配慮し適切に埋却処理等を行うこととするが、捕獲従事者等の負担軽減を図るための処理方法について関係機関と協議する。
また、近隣ジビエ施設への捕獲個体の持ち込みについて協議する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシン等、地域の有効な資源(ジビエ、ペットフード等)として民間団体の協力を得ながら利活用について検討を進め、近隣市町と連携し取組を支援する。
ペットフード	
皮革	—
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	—

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	大田市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
大田市猟友会	捕獲技術の向上と野生鳥獣の生態把握のための技術指導。
島根県農業協同組合 石見銀山地区本部	鳥獣被害に於ける被害状況の把握と鳥獣被害情報の提供を行う。
島根県農業共済組合 石見支所	水稲被害など状況の把握と鳥獣被害情報の提供を行う。
大田市森林組合	有害鳥獣生息環境など関連情報の提供を行う。
島根県鳥獣保護管理員	鳥獣の保護に関する情報及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
大田市鳥獣被害対策実施隊	被害対策のための、防除指導及び加害個体の適切な捕獲を行う。
大田市農林水産課水産・鳥獣係	被害防除、捕獲対策関係の指導及び協議会事務局の運営、関係機関との連絡調整を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
島根県中山間地域研究センター	アドバイザーとして、有害鳥獣関連情報並びに被害防止技術指導の提供を行う。
西部農林水産振興センター 県央事務所	有害鳥獣関連情報の提供とアドバイザーとして助言と支援を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊員 86名（銃免許所持者 41名 わな猟免許所持者 86名） ※ 令和4年4月1日現在 別添参照:大田市鳥獣被害対策実施隊設置要綱

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

大田市鳥獣被害対策協議会が中心となり、地域の集落協定団体、地域の住民とともに地域協議会の設立を目指し、地域の現状に則した効果的な被害防止策の導入をめざす。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

地域の農地保全及びまちづくりのために、関係機関（農業、林業、土木、地域政策、防災）との情報共有をおこない、ICT等新技術を導入し適切な被害対策を進めていく必要がある。 専門家による研修会を開催し、効果的な被害防止対策等について啓発活動を行う。 鳥獣被害対策に関わる地域でのリーダー育成に努め地域の体制強化を図る。
--